

石見海浜公園における樹木のオーナー制度実施要領

(目的)

第1条 近年、環境や社会貢献に対する意識の高まりを背景とした公園施設の設置や管理への地域住民等の参画のニーズが高まってきていることから、多様な主体が自らの判断に基づき植樹を行い、地域の共有財産である公園に対する愛着心を育むとともに、公園利用の促進等を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において「県」とは島根県浜田県土整備事務所をいう。
- 2 この要領において「管理者」とは、公園の指定管理者をいう。
 - 3 この要領において「応募者」とは、樹木のオーナー制度により申し込みをした者をいう。
 - 4 この要領において「オーナー」とは、樹木のオーナー制度により申し込みをした応募者がオーナー選定基準により選定されたものをいう。

(応募)

第3条 応募者は、公園管理センター、同予約センターの窓口にて備えてある申込用紙**(様式-A)**に必要事項を記入の上、同窓口にて郵送または直接持参するものとする。
なお、申込用紙は同窓口にて直接入手または電話・FAX等で請求できるほか、インターネットにより石見海浜公園HPからダウンロードできるものとする。

(選定基準)

- 第4条 オーナー選定は県が行うが、下記の場合を除き、応募者をオーナーとする。
- I. 希望樹種と希望場所が公園の景観、イメージ、地域特性にそぐわないと判断される場合。
 - II. メッセージの内容が公園にふさわしくないと判断される場合。
 - III. 応募者が公園のイメージにそぐわないと判断される場合。
 - IV. 応募者多数により植樹場所が確保できない場合。
- 2 県は選定結果を書面により応募者に通知する。ただし、応募者をオーナーにしない場合は、選定結果に加え、その理由も通知する。
 - 3 応募者は自身の選定結果に異議がある場合、県及び管理者を交え、その選定結果について協議することができる。

(植樹箇所)

第5条 管理者は予め県と協議し、植樹可能エリアを選定しておき、オーナーが求める具体的な植樹位置について、事前に県と打ち合わせた後、決定するものとする。

(樹種)

第6条 植樹する樹木の種類等は別に定める樹種リストを参考に応募者が選定することとする。

(確認書)

第7条 応募者がオーナーになるにあたり、県と確認書**(様式-B)**を交わすものとする。

(樹木の調達及び植樹)

- 第8条 オーナーは、樹木の調達を管理者に依頼する場合は、確認書を交わした後、植樹する樹種、樹木数に応じた負担金を管理者指定の金融機関口座に振り込むものとする。管理者は金融機関口座に入金があったことを確認した後、必要な材料を入手し、オーナーと植樹の日程調整を行うものとする。
- 2 オーナー自らが樹木を調達し植樹する場合は、確認書を交わした後、植樹するものとする。
 - 3 いずれの場合についても、管理者は植樹に立ち会い、必要な助言を与えるものとする。
 - 4 植樹時に必要な土壌改良材及び肥料は県が準備する。

(オーナー登録簿)

- 第9条 管理者は確認書を交わし、植樹が終了した後、オーナー名、メッセージ、住所、連絡先、樹種、規格、樹木数、植樹位置等を記載したオーナー登録簿(様式-C)を作成するものとする。

(期間)

- 第10条 オーナー期間は永年とする。ただし、枯損により伐木する場合、管理者はその旨オーナーに連絡し了解を得た後、管理者が伐木し、処分したこと日付をオーナー登録簿に記載する。

(銘板)

- 第11条 植樹する樹木には銘板を設置できることとする。銘板はオーナーからのメッセージとオーナー名を刻んだ縦〇〇cm×横〇〇cmのプラスチック製とし、制作にかかる費用はオーナーの負担とし、県が制作設置するものとする。

(樹木の管理)

- 第12条 植樹された樹木の管理(剪定・灌水・施肥等)は管理者が行うものとする。
- 2 オーナー自らが管理を希望する場合は、県及び管理者はこれを妨げないものとするが、それに必要な費用はオーナーが負担するものとする。

(登録抹消)

- 第13条 オーナーの希望でオーナー登録を抹消したい場合、管理者に連絡の上、オーナーが銘板を撤去する。

(瑕疵責任)

- 第14条 樹木の損傷、病害虫の発生、枯損等について、県及び管理者は責任を持たないものとする。
- 2 銘板の劣化及び損傷について、県及び管理者は責任を持たないものとする。

附則 (施行期日)

- 1 この要領は、平成18年3月20日から施行する。